GLOCOM Review

Volume 4, Number 2 February 1999

今号の内容

マルチメディア時代における『表現の自由』 脳科学からの再検討 売柳 武彦

国際大学グローバル・コミュニケーション・センター Center for Global Communications, International University of Japan

1999年2月1日発行(第4巻第2号通巻38号) 発行人 公文 俊平 編集人 上村 圭介 発行 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 東京都港区六本木6-15-21 ハークス六本木ビル Copyright (c) 1999 Center for Global Communications

GLOCOM Reviewは、国際大学グローバル・コミュニケーション・センターがその著作権を有するものであり、著作権法上の例外を除 き許可なく全文またはその一部を複写・複製・転載することは法律 で禁じられています。

マルチメディア時代における『表現の自由』

脳科学からの再検討

青柳 武彦

- 1. マルチメディア時代におけるコミュニケーションーの変貌
- 2. マルチメディアと神経生理学・認知科学
- 3. 自制心による行動の抑制 (意識的理性の発現)
- 4. 表現の自由の再検討
- 5. 結語……「表現の自由」の権利と「青少年犯罪の抑止」の調和

要旨

人間は自分では自覚的意思に基づき行動していると思っても、実際は「無意識」や情動に支配されている部分が意外に大きい。しかもマルチメディア情報は、その豊富なシグナル・リダンダンシーによりモウダリティ効果を生むので人間の深部にある無意識の世界にさえ到達し、人間の感受性と精神に大きな影響を与える。

そうなると「人間は自分の意識と行動をコントロールする能力があるから責任能力がある、責任能力がある以上、内面的な思想と信条は完全に自由であるべきである。」という、自由と責任に関する大命題も再検討の必要が出てくる。

「意識的理性」を言葉による論理の世界とすれば、「意識的感性」はマルチメディア技術が活躍するイメージの世界である。「無意識的理性」とはカクテル・パーティ効果、サブリミナル効果の例に見るような無自覚的な認知過程の世界である。「無意識的感性」の世界では、マルチメディアはポケット・モンスター事件の例のように、メディアが無意識のうちに人間の神経生理及び精神に直接的な影響を与えることがあるので危険性が大きい。

意識的であれ無意識的であれ、人は心に思うことをすべて実行してしまうわけではない。「新しい脳」つまり大脳新皮質による自制心が働くからである。しかし非常事態に遭遇して個体維持の必要性に迫られた時、またはマルチメディア情報に影響されて「古い脳」つまり大脳辺縁系の勢力が優る時には抑制機構が解除されてしまう。また反復刺激により感覚が麻痺して抑制機構が解除されてしまうこともある。したがって抑制機構がまだ弱い青少年や、酒鬼薔薇事件の少年のように直観像能力をもつほど感受性の鋭い青少年にとっては、ポルノや暴力に関するマルチメディア情報は極めて危険な刺激になることがある。米国の通信品位法は一部が発効停止となっており、その後の民間による自主的規制も実効があがっていない。日本も同様である。少なくとも青少年を有害情報から保護するための方策が緊急に必要である。

1. マルチメディア時代におけるコミュニケーションの変貌

1.1 コミュニケーションの変貌

最近の神経生理学(特に脳科学)及び認知科学の発達とその成果には目覚しいものがある。そして、それはマルチメディア情報によるコミュニケーションが広く行き渡ってきた暁には、表現の自由に関する考え方を根本から見直さなければいけないことを示唆している。いまや表現の自由に関する思想・哲学及びそれに基づく法律制度の大前提がもろくも崩れ去ろうとしているのだ。

マルチメディアにおいては、一つの情報が視覚(文字、動画像、静止画像)、 聴覚、時には皮膚感覚や味覚までともなって多重的に伝達されるから、シグナル・ リダンダンシー¹が非常に豊富になる。そのためにモウダリティ効果²を引き起 こし、情報が人間のより深い部分に到達する。したがってマルチメディアで与え られた情報は、文字で読んだり話に聞いただけの情報よりもずっと深く認識する ことができ、記憶もできる。これがマルチメディアの利点の一つであるが、実は 危険な点でもあるのだ。表現の自由という人間の基本的な権利も、少なくとも青 少年を対象とする場合には、ある程度制限をする必要がある。

1.2 自由と責任

表現の自由の大前提は、個人の内面的な思想と信条は絶対的に自由であるということである。この大前提を出発点として、個人の思想と信条を他者に伝達する時の表現の自由について、これを最大限に確保しながら他者及び社会との調和を如何に図るかという努力が行われてきた。さらには表現の伝達メディアの自由についても、同様にこれを最大限に確保しながらその所有と運営と資源の希少性との調和を如何に図るかということが社会的な課題となってきた³。

個人の内面的な思想と信条が絶対的に自由であるべきであるという考えかたが 一般的になったのは、ごく近代以降である。それまでは、人間の意志や行為は基 本的には自由なものではなく、環境あるいは神により予め定められた法則から逃 れられないという説の方が一般的であった。

ところが最近の神経生理学、特に脳科学の発達により、この「人間は自分の意識と行動をコントロールする能力があるから責任能力がある、責任能力がある以上、完全に自由であるべきである」という、自由と権利に関する大命題が極めて怪しくなってきたのである。そして、そのような危険性がマルチメディア時代において増幅されつつあるのだ。

¹Signal Redundancy = 信号が異なる媒体により重畳的にあたえられること。同一メッセージも異なったメディアを通じて視覚、聴覚、嗅覚、触覚、など異なった受容器官を通じて知覚される方がモウダリティ効果により認識の度合いが深くなる。

² Modality効果 = Modality Effects/Murdock,B.B.1968。Modality = 感覚の一定の様相。複数の異なった相の刺激を同時に知覚すると、刺激は単一相の刺激の場合よりもより強烈にかつより深部にまで到達して認識される。外国語の単語を記憶する場合には、文字を見るだけでに頼るよりは、聴くこと、発音すること、書くことを組み合わせる方が認識の度合いは深い。また良く記憶もされるので、再生率も高くなる。

³ イシエル・デ・ソラ・プール[1983]『自由のためのテクノロジー』東大出版会が詳しく考察している。

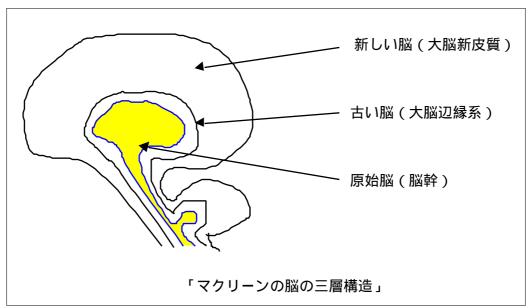
2. マルチメディアと神経生理学・認知科学

マルチメディアの人間的側面は、ハードウェアの問題とソフトウェアの問題に分かれる。ハードウェアは神経生理学、特に脳科学の領域であり、マルチメディア情報は大脳のどの部分の、どのような機能にかかわるのかという問題を扱っている。

2.1 マルチメディアと脳科学

まず、ハードウェアの問題である。マルチメディアの影響を考察するにあたり、神経生理学、特に脳科学について、議論に必要な最低限の部分だけを述べておきたい。

脳の3層構造



脳をマクロ解剖学的に見るとマクリーンのモデルと呼ばれる次の3層構造になっていることがわかる。そして、それは発生学的な機能の進化過程とも一致している。人間の胎児が母親の胎内で誕生に至るまでの育って行く過程は、この進化の過程をそっくりなぞっているのである。

第1層.....原始脳(爬虫類脳)

最内層に位置する。この部分は脳幹(Brain stem)と呼ばれ、間脳(視床と視床下部を含む)、中脳、橋(きょう)、及び延髄を包含している。生命の維持にもっとも重要かつ基本的な機能を担当しており、ここが機能停止となると他の部分がいくら健全でも人間は脳死状態となる。

間脳の80%を占めているのは視床である。漠然とした快感・不快感、恐怖、悲痛感のような未分化の情動を司る機能も備えている。中脳は身体のバランス、視覚反射(スポーツに重要)、眼球の動きや瞳孔を調節する機能をもっている。橋(きょう)は延髄のすぐ上部にあって大脳皮質から小脳に向かう神経群の中継点

であり、聴覚、咀嚼、顔面筋制御などに関係している。最下位にあるの延髄で種々の制御中枢(心拍、血圧、呼吸、嚥下、咳、くしゃみ、平衡感覚)、血液循環、 発汗、排泄などを司る。

第2層......古い脳(下等哺乳類脳)

脳幹の上部に位置している大脳皮質⁴ (Cerebral cortex)のうち、最表層部(大脳新皮質=新しい脳)を除いた中間部から深部の部分が「古い脳」に属する。この部分が大脳辺縁系(Limbic system)である。

大脳辺縁系は、情動の発動に関係する扁桃体、記憶を司る海馬、帯状回、中核があり、視床下部には自律神経の中枢、食欲、性欲、及び体温を調節する機能がある。「古い脳」には個体維持の基本的な仕組みを維持する機能があるといって良いだろう。反射運動、人間の無意識の反応、内臓のコントロールなどの自律的な神経系列、基本的情動などはすべてこの「古い脳」が担当している分野である。

最近の学説では情動反応を支配している大脳辺縁系の扁桃体が、その快・不快という生物学的価値判断システムを通じて、今まで「新しい脳」の連合野の専売特許と思われていた論理的価値判断システムに大きな影響 ほとんど支配的な影響 を与えている可能性が研究されている⁵。

「古い脳」における、良いアイデアに喜んだり(快)、つまらないアイデアに落胆(不快)したりするメカニズムを通じて、「新しい脳」への動機づけが行われるというのである。誉められて気分を良くして仕事をする時と、けなされて沈んだ気持ちで仕事をするのでは結果に大きな差がでるだろう。

更に、自覚的意思は直接には「古い脳」にアクセスすることはできないが、イメージを働かせるとそれが可能になる。意思の力で唾をわかせたり、冷や汗を出したり、心臓をドキドキさせたりすることはできない。しかし梅干しをイメージすると唾がわいてくる、高い所から落ちることをイメージすると冷や汗がでて心臓が縮む思いをする、また恋人を抱擁することをイメージすると心臓がドキドキするのである。マルチメディアは人間のイメージを掻き立てることにより間接的に「古い脳」にアクセスすることを可能にするのである。

これらはマルチメディアが知らず知らずのうちに人間の意識に大きな影響を与えるメカニズムといえよう。そのためにマルチメディア時代になると従来の「古い脳」と「新しい脳」の力のバランスが微妙に変わってくる。そのバランスの上にたって作られていた人間社会のルール、規範、法律制度にも影響を及ぼしてくるはずである。

第3層.....新しい脳(高等哺乳類脳)

人間の場合、大脳皮質(Cerebral cortex)の大半は新皮質であり、脳の全面を覆い隠すように広がっている。「新しい脳」が担当している機能の主なものは次の通りである。身体の運動(前頭葉後端部)、体性感覚(頭頂葉前端部)、記憶中枢(側頭葉)、視覚(後頭葉)、感覚受容器から送られてきた情報を知覚し認識する(頭頂葉)等。

⁴ ヒトの場合、単に大脳皮質という時は通常その大部分を占める大脳新皮質を意味する。

⁵ 新井康充[1997]『脳のしくみ』日本実業出版社 p86、高井高盛[1998]『脳力を伸ばす学び方』 ちくま新書 p55

大脳

大脳は右半球と左半球に分かれていてそれぞれ機能を分担している。またこの左右の差も絶対ではなく個人差がある。言語野すなわち情報を論理で認識する部分は95%の人が左半球にあり、その場合右半球は情報を視覚的、情緒的、かつ空間的に認知する。左右の半球を結び付けているのは脳梁と呼ばれる約3億本の神経繊維の束で結びつけられている。

左右の大脳半球は、それぞれ前頭葉、頂頭葉、側頭葉、及び後頭葉と呼ばれる 4つずつの領域に分かれている。

2.2 精神活動のコントロール

次にソフトウェアの問題である。人間が自由にコントロールできる精神活動の 範囲には限界があることは神経生理学的(ハードウェア的)にも既にはっきりと している。人間は論理的に行動していると自分で思っても、実は情動に支配され ていることが多いのだ。それは無意識の世界でおきているから自覚されることは ない。

心理学における意識は、無意識や前意識と対比される形で考えられる。フロイト⁶ (Freud,S.1856-1939) は心的過程を構成する要素として意識だけでなく、広大な無意識、前意識の領域があることを承認し、精神分析学の基礎を築いた。神経生理学的には、意識は覚醒と睡眠との関係において考察される。更に認知心理学的には刺激が感知される識閾(いき)の範囲内の精神現象として把握される。したがって無意識は認知閾外の精神現象ということになる。

無意識の優位

通常は「悲しいから泣く、泣くから涙がでる」、あるいは「恐いから、ドキドキする」ものと考えられている。しかしジェームス・ランゲ⁷説によると因果関係は逆であって、「涙がでるから、悲しい」あるいは「ドキドキするから恐い」というのである。情緒に関する身体的変化が先であって、情緒の主観的表情が後に来るというものである。

ただし、これはある程度の時間的経過を伴う知的分析の結果による静的な「感情」(Affection, Feeling)ではなく、時間的経過を伴わない瞬間的反応としての動的な「情動」(Emotion)の場合である。そのような瞬間的反応のもとになる刺激は人間の五感すべてから入力されて「新しい脳」に伝達される前に、すなわち無意識の世界の中で「古い脳」で処理されて身体的反応の命令が出るものと考えられている。

このジェームス・ランゲ説についてキャノン (Cannon,W.B.) は神経学的研究を行い、この説は臓器感覚を不当に強調していると厳しい批判®を行った。もっ

⁶ フロイトはオーストリアの精神医学者。1900年に発表した「夢の解釈」は精神分析学の初めとされる。抑圧・昇華・代償という心的メカニズムを説明し、かつ一切の心的現象を性の衝動により説明しようとするフロイト主義の発端となった。

⁷ 心理学者ジェームス (James,W.1842-1910) と生理学者ランゲ (Lange,C.) が共同研究により出した説で「情動の抹消説」とも呼ばれている。

⁸ キャノン・バード説

とができるだろう。

とも「心の動きより身体の動きの方が先」という大命題を否定したわけではない。 キャノンは、臓器の変化では質的に違う様々な情動経験を説明できないとして、 かわりに視床を情動の座とみなす感情の中枢起源説をとなえた。 現在、神経生理学によっても支持されている認知科学の定説は次の通りにいうこ

「知覚から行動に至る無自覚的な経路がより基本的で、意識的な経験はこうした無自覚的プロセスに対するいわば後づけの『解釈』に過ぎない。」⁹

つまり情動は意識的な意思の力ではコントロールできないのである。「古い脳」が支配する精神世界のほとんどは無意識の世界である。したがい「古い脳」の機能が優先する場面では、有意識の世界は付随的になってしまうということがいえる。では「新しい脳」が支配する精神世界ならば、有意識が支配的な位置を占めているのかというとそうでもないのであるが、本稿のテーマ外なので省略する。要するに意外に人間は、自分の行動を自らの自由な意思で決定しているわけではないのである。

2.3 「意識・無意識」と「理性・感性」

ここまで人間の精神現象には意識と無意識の両方の世界があること、特に後者の人間の心に対する影響が大きいことを見てきた。この他に精神現象を理性 (Reason)と感性(Sensibility)に分ける考え方もある。ただしこれは神経生理学的、認知心理学的な分け方ではなく、哲学的・文学的な分け方である。ここでは、理性は論証的・概念的な思惟能力と直感的だが統一的な思惟能力を意味することにする。他方の感性は外界の刺激を知覚して反応する情緒的感受性を意味するものとする。

筆者は、「神経生理学・認知心理学」と、「文化・法律・制度等を考察する社会科学」の間のインタフェースをとるために、意識・無意識と理性・感性を組み合わせて精神現象の場面を次の4つのジャンルに分けて考察を進めてみた。

- (1) 意識的理性
- (2) 意識的感性
- (3) 無意識的理性
- (4) 無意識的感性

2.3.1 意識的理性

意識的理性の世界は論理の世界である。論理の表現・伝達は言葉や文字によって行われる。そして人間は主として言葉でものを考えるから、少なくとも言葉と思考には密接な関係があるはずである。(ただし後に述べるようにイメージ思考と言うのもあるから、それが思考の全てではない。)そこで言語と思考の関係について心理学においてはどのような研究がなされているかを概観して見ると次の3通りがあることがわかる。

⁹ 下条信輔[1996]『サブリミナル・マインド』中公新書 p46

- 1) 言語活動と思考活動は一つの統一した過程であるという一元論的立場、
- 2) 両者の密接な関係を認めつつも異なった2つの過程であると考える二元 論的な立場、及び
- 3) 両者は全く異なる独自のシステムであると考える立場、

一元論的立場をとった生理学者パブロフ (Pavlov,I.P.) は人間のあらゆる思考活動は言語活動そのものであると主張した。哲学者シャフ (Schaff,A.) は必ずしも両者を同一視はしなかったが、思考は言語無しには実現できず、言語の伝達は思考無しには実現できないので、両者は究極的に一元的に統一されると考えた。行動主義的心理学者ワトソン (Watson,J.B.) は、人間のあらゆる行為は刺激に条件づけられた反応であり、内的な精神活動のようなものは存在しないと主張した。彼によると「思考とは声を出さない会話である」ということになるが、この見解は「人間は声を出さないでも思考することができる」という数々の例証を説明することができなかった。

二元論においては言語と認識を峻別し、言語構造が認識にいかなる影響を与えるかを追求してきた。その一つに言語的決定論がある。言語と認識は別のものと認めつつも、外界について人間が知覚したり思考する場合には、知覚の方法や思考の過程を言語が決定する、あるいは支配的な影響を与えると考えるものである。

ウォーフ(Whorf,B.L.)はマサチューセッツ工科大学を出て、ある火災保険会社に勤務するかたわらアメリカ・インディアンの言語を研究した。ウォーフは外界を知覚する過程と言語の間には極めて密接な関係があり、その結果ある特定の事象についての表現はある民族の場合はその知覚の態様に応じて極めて豊富に、あるいは単純になると主張した。

発達心理学においては言語と思考を相互に関連づけて発生論的な分析が行われた。ルリア(Luria,A.R.)は、初期の言語は知的な統制機能を果たし得ないので、言語と思考の発生起源は相互に独立していると主張した。

しかし三重苦のヘレン・ケラー¹⁰ (Helen Adams Keller)が、具体的・感性的な思考の世界から抜け出して抽象的思考能力を身につけたのは、言葉を習得してからであることは言語活動と思考活動の間の密接な関係を証明した。このヘレン・ケラーの実例を通じて、言語が思考活動に参加する瞬間から思考はそれ以前の段階をはるかに越えた幅広い精神世界を形成することが確認され、以後、言語と思考の相互関係のメカニズムをめぐってピアジェ(Piajet,J.)、ブルーナー(Bruner,J.S.)、ヴィゴツキー(Vygotsky,L.S.)などによる多くの実証的な研究がなされたのである。

しかしチョムスキー(Chomsky N.)らの言語学者グループは、言語は独自のシステムであって一般的な思考過程とは全く別のものであると主張する。チョムスキー派の言語学者達は以下の3点において言語が極めて特殊な有効性をもつと主張している。

1) 多くの認定能力とは異なり、言語はヒトのみがもつものである。他のいかなる種も真の言語はもたない。

¹⁰ ヘレン・ケラーは米アラバマ州に生まれたが2歳の時の疾病で視覚・聴覚・音声を失ってしまった。7歳からパーキンス盲学校のアン・M・サリバンから献身的な特殊教育を受けて独習を続け、ラドクリフ女子大学を優等の成績で卒業するに至った。生涯を通じて視覚障害者の為の福祉活動・啓蒙活動を続け著作も多い。

- 2) 言語を獲得するための特殊な学習メカニズムが存在し、これは他のいかなる認知技能の獲得の基礎メカニズムとも異なったものである。
- 3) 言語の理解と生成のメカニズムは、他のいかなる認知技能の基礎メカニズムとも異なっている。11

言語と思考の関係については発達心理学や言語心理学におけるさらなる研究が行われなければならないだろう。言語と思考の関係だけでなく、イメージと思考の関係もそのような課題の一つである。アルンハイム(Arnheim,R.E.)はその「芸術心理学」において「言語的世界だけでなく、イメージの世界においても生産的思考(Productive Thinking)や創造的思考(Creative Thinking)は実現される」と指摘している。

このイメージと非言語的思考の関連は、マルチメディア技術の応用とその人間・ 社会に与える影響の観点から極めて重要な認知科学及び情報科学上の課題である と思われる。

2.3.2 意識的感性

前述したように人間の思考にとっては言語的思考がすべてではない。感性の世界にも思考はある。それはイメージ思考ということができるだろう。マルチメディア時代には、この意識的感性及び次に述べる無意識的感性の世界がぐっと広がり人間のイメージ思考能力は飛躍的に伸びることになるだろう。その場合のメリットとデメリット(危険等)の研究は、ひとり神経生理学・認知科学のみならず情報通信科学と社会科学の大きな課題である。

コミュニケーションによって伝達 / 交流される対象は、言語 / 文字による言語 的思考だけではない。そのほかに、視覚的、感覚的、情緒的なもの、心とか、ぼんやりとした感じ、ひらめき、動作の描写などがある。

言葉を使わない没論理の世界における思考とは何かを考えるに当たって良い手がかりを与えてくれるのは失語症患者の思考能力とその内容である。全失語症患者は話し言葉をほとんど理解できないし、みずから言葉を発することもできない。周囲の環境とは、少なくとも言語を媒介として成立するコミュニケーションの点においては完全に孤立しているのである。これを失語性孤立状態(Aphasic isolate)と称する。しかし心が無くなってしまったわけでもないし、言語を媒介としないコミュニケーションは可能なのである。

全失語症患者が、驚く程の絵画の能力を示すのも希ではないとのことである¹²。根気よく訓練をしてやると素晴らしい集中力を発揮して、そのうちに自発的にかなりまとまりのある絵を仕上げるようになるそうだ。さらに彼らは、自分が病気で入院していること、家族が心配していること、などの周辺の人間関係や社会的情況を理解し、自発的な反応もあるとのことである。つまり全失語症患者でも心が壊れているわけではないし、ある種の思考能力は備えていて、それはイメージなどの言語以外の手段では伝達することも可能なのだ。

そのような思考を、ここではイメージ思考(心像思考 = Image Thinking)と呼ぶことにしよう。太古の人類は、直観像能力(対象物が消え去った後でも、恣意

¹¹ 前出アンダーソン『認知心理学概論』 p418

¹² 山鳥重 [1998]『ヒトはなぜことばを使えるか』講談社

的にこれを鮮明に再生することができる能力。後述する)をもっていて前に見た 景色を自由自在に反復して呼び出して見る能力を備えており、その結果、かなり 高いイメージ記憶とイメージ思考能力をもっていたように思える。

今までは哲学者は文字や言語でものを考え、それを他者にあるいは後世に伝達してきた。芸術家は音楽の作曲/演奏や絵画を描くことにより自己を表現してきた。彼らといえども自分が得意とする表現手段以外の手段では、十分に自己を表現することが難しかったのだ。自己の表現手段の制約が取りはずされ、マルチメディアにより自由自在に自己を表現することができれば、一般の人の目前にもかつてなかった程大きくて自由な世界が展開されるのは必定である。

論理的思考を推進し、伝達するメディアは文字と言葉であるように、イメージ 思考を推進し、伝達するメディアはマルチメディアである。

2.3.3 無意識的理性(潜在的な認知過程=前処理過程)

無意識の世界でもある種の論理的処理はされているが、論理的意識はそこに到達することはできない。論理が通じない世界を無意識というのであるからである。カクテル・パーティ効果(Cocktail Party Effect)も無意識的理性が働いている例である。パーティで相手と話が弾んでいる時には、どんな騒がしくても特に意識はしないで相手の人の話だけに注意を集中することができる。集中度が強ければ周囲の音は聞こえなくなる。ところが周囲の話の中に自分の名前が出てきたりすると突然周囲の話が聞こえてくる。

これは、人間はすべての耳に聞こえてくる音声を聴覚の「前処理過程」において無意識に選別を行っており、関係のある話だけを選択的に、より高級な処理過程に乗せているからと考えられている。耳に聞こえてくる音声信号は意識的論理ではスクリーンされていないが、無意識的論理でスクリーンされている。無意識の世界の話であるから、人間が意思の力で制御することはできない。

サブリミナル (Subliminal)効果

視覚においても無意識の「前処理過程」が存在する。人間があるものを見るときには注意を向けている対象以外のものは見えていない、というか見えていることを意識していない。1957年にヴィカリィは映画の中で3ミリ秒だけ「コークを飲もう」「ポップコーンを食べよう」というメッセージを入れたところ、6週間の実験中にコーラの売り上げが58%、ポップコーンの売り上げが18%も上昇した。人が意識されていないうちに広告の影響を受けてしまうのでフェアでないので現在では禁止されている。

見えているのにそれが知覚されないもう一つの例としてタブー語(強い不快感 や羞恥心をもたらす言葉)呈示がある。タブー語を瞬間呈示すると、知覚が無意 識に抑制されて、主観的には「見えない」ことが報告されている。これを「知覚 的防衛」と呼ぶ。単語の意味内容がまだ処理されていないのになぜそれがタブー 語であると判り、選択処理される(この場合は処理されないことが選択される)のか一見不思議に思われるが、これは自覚できない認知過程にも経験により蓄積 された知識があるからである。カクテル・パーティ効果の場合と同様に知識との 照合作業(老人が自分の名前を無自覚的に認知する等)すらも無意識のうちに行

われてしまうのだ。

マルチメディアは無意識の世界との交流の効率的なメディアである。マルチメディア情報はサブリミナル効果を通じて容易に無意識の世界に到達することができ、無意識の意識に影響を与えることができる。しかも、これを人間は全く自覚しないのだ。無意識のうちにマルチメディア情報は取り入れられ、無意識のうちに人間を制御してしまうことがある。恐ろしいことである。

2.3.4 無意識的感性

マルチメディア時代には無意識的感性の世界が重大な意味をもってくるだろう。これは文字や言語などの論理的コミュニケーション手段ではほとんどアクセス不能な精神現象であり、マルチメディアの果たす役割とその影響が大きい。無意識のうちに人間の神経生理に直接的な影響を与えるので危険性も大きい。

ポケット・モンスター事件

1997年12月16日の夕方6時半からテレビ東京及びその系列放送局で放映されたアニメ番組「ポケット・モンスター第38話・電脳戦士ポリゴン」を見ていた子供達700人以上が、けいれん、ひきつけ、呼吸困難、頭痛、吐き気を起こしたり気分が悪くなったりして、救急車で運ばれたりした。中には意識不明になった子供もいた。

これらは光感受性発作と呼ばれる症状とのことである。赤、青、白、黒の4つの異なった色合いの画面が4秒間に百回もチカチカと入れ替わる場面を見た時に起こったことが報告されている。

テレビを見たりやテレビゲームをしている時に子供が発作を起こすことは過去にも報告されている。米国では1991年にミシガン州で親子がテレビゲームを行っている時に発作を起こした。英国では1993年に14歳の少年がテレビゲーム中に発作を起こして死亡した。こうしたことからゲームメーカが警告表示をゲーム機につけている。

厚生省はこの問題の原因究明の為に「光感受性発作に関する臨床研究班」(班長:山内俊雄埼玉医大教授)を設置し、神経生理学的検査を行った。その結果を1998年4月に「光感受性発作に関する臨床研究」として概略次のように発表した。

「強い視覚刺激、動揺する物体からの刺激による強い視覚刺激が迷路を刺激し、その結果、迷路 自律神経反射や迷路 脊髄反射が働き、さまざまな不快気分や動揺感などが引き起こされることが知られているので、今回もそのような機序が働いた可能性がある。さらにまた、今回のような赤の入った強い刺激により、脳が広く賦活されることが今回の基礎研究から明らかにされたが、このような脳の広範な賦活が自律神経系、あるいは不定愁訴発見に関連しているのかもしれない。さらにまた、当該画像を『夢中で』見ていたとするものが症状発現者の40.6%に認められたように、映像に集中し、心理的にも巻き込まれていた可能性もあり、そのことが自律神経系の症状や不定愁訴発現の一つの誘引になった可能性も否定できない。」13

この事件の場合は、映像の影響がけいれんや引きつけなどのはっきりと目に見える形で現れたので、脳が影響を受けたことを知ることができた。しかし、マルチメディア情報はこのような身体的・生理的な面にだけ影響を与えるのではなくて、精神的な面及びそれに基づく行動のパターンにも影響を与えるのである。もしこれがもっと精神の深部の話であって、影響が甚大であるにもかかわらず目に見える形で現れないとしたら重大なことである。

ここで本項の内容を表に整理しておく。

意識と神経生理の関係			
4	意識の有無	理性	感性
	有意識	意識的理性の世界 文字・言葉を使用して論 理的思考を行う。	意識的理性の世界 文字・言葉を使用して論 理的思考を行う。
	無意識	無意識的理性の世界 意識的制御は不可能。前 処理的スクリーニング程 度が可能。カクテル・ パーティ効果。知覚的防 衛など。	無意識的感性の世界 イメージ情報が神経生理 に直接影響する。マルチ メディアの果す役割が大 きく広がるだろう。ポケ モン事件、抑制の解除。

3. 自制心による行動の抑制 (意識的理性の発現)

3.1 思想信条の自由と行動の抑制

個人の内面的な思想信条の絶対的な自由とは、心の中では何を考えてもそれを 行動に移さない限り絶対的に自由であるということである。「憎っくき上司を殺 してやりたい」と思う心の動きは「古い脳」の大脳辺縁系が司っている。しかし 実際には自制心があるから実行に移す事はない。この自制心は「新しい脳」(大 脳新皮質・前頭葉)の働きである。つまり行動欲求とその抑制は、「古い脳」と 「新しい脳」の葛藤現象なのである。

3.2 マルチメディア効果による抑制の解除(無意識的感性の発現)

今日の神経生理学と認知科学の成果によると、人間は自分の心の中まで完全には制御できていないことが判明した。しかもマルチメディア情報などによる強力なアピール力を有効に使うと特定の意識を人間の意識の中に人工的に植えつけてしまうことさえも十分可能なのだ。しかも人間はその意識を自分の自由意思によってもつに至ったと誤認してしまう。更に極めて深刻なことであるがマルチメディア情報は人間の無意識的感性の世界に働きかけて、抑制機構を弱めてしまったり甚だしい時はそれを解除(Removal of Inhibition System)してしまうことがあるの

¹³ 厚生科学特別研究[1998.4]「光感受性発作に関する臨床研究」(速報版)p12

である。

抑制機構が弱められたり解除されてしまったりした人間が「上司を殺してやりたい」と思うと、あるいは無意識の過程でそう思わされると、安易にこれを実行に移してしまうことになる。それでは社会の安全と秩序は保たれないから、たとえ心の中ででも「上司を殺したい」などと思うことを禁止しなければならなくなる。抑制の解除が、なぜ、どういう時に起こるのか、について神経生理学は次のように説明している。

自制心、抽象的概念、及び論理は「新しい脳」の大脳新皮質で扱い、怒り、悲しみ、恐怖などの情動は「古い脳」の視床と視床下部を含む大脳辺縁系で扱っている。この大脳新皮質(新しい脳)と大脳辺縁系(古い脳)は常に軋轢と葛藤を繰り返しているのであるが、生命の危険にあったり大きな衝撃にであった時には「古い脳」の大脳辺縁系の働きが優先される。

なぜならば大脳辺縁系の方が発生学的には古くて、自己保存の本能を原始的な姿を保持しているので、こちらを優先させた方が自己保存の可能性が高く、そのような仕組みが進化の過程で決定されたからだという。生命の危険に晒されたり 非常事態に遭遇した時には、教育や理性の力はあまり役に立たないということは神経生理学的に説明ができているようである。

空想的平和主義者のいう、「世界中の人が心から平和を願い、あらゆる紛争も 徹底的に話合いをすることにより解決を図れば、必ず戦争は回避でき世界に平和 がおとずれる」ということは、人間が人間である限り不可能であるということは、 神経生理学的にも証明されているのである。ボスニア・ヘルツェゴビナにおける 戦乱の例に見るように、肉親を殺された悲しみや怒り、自分も殺されるかもしれ ないという恐怖の中にあっては、「古い脳」(自己保存の機能を司る大脳辺縁系) の働きに支配されてしまうのだ。身体中にアドレナリンが駆け巡り、抑制力は一 挙に解除される。そして人々は狂ったように殺し合いをするに至るのである。

反復刺激による抑制機構の解除

生存を脅かされるような危機的状況でなくても、反復刺激により感覚が麻痺して抑制機構が解除されてしまうことがある。せっかく内的自制心が発揮されていても、何かのきっかけがあって思っていた事を一旦実行してしまうと、自制心はいとも簡単に麻痺して消え失せてしまう。

殺人者は1人殺してしまうと倫理的な抵抗感などは無くしてしまって、平気で何人でも人を殺すようになる。売春行為にしても、初めてこれを行う時には誰でもが嫌悪感をもって苦しみ、人間としてこれを恥じる気持ちを持つものであるが、いったんこれを行ってしまうと、短期間にそのような感覚は麻痺してしまう。

恐ろしいのは、マルチメディア・システムによる間接体験が、その豊富なシグナル・リダンダンシーのゆえに、あたかも現実世界でそれを経験したかのごとく、 倫理観や自制心を麻痺させてしまうことである。その結果、無意識の世界の中で 抑制機構が解除されてしまう危険性がある。

マルチメディアによる豊富なシグナル・リダンダンシーにより、このような経験の意識への浸透度は非常に深い。その上に双方向性のおかげで利用者が能動的にゲームに参加するものであるだけに、その体験は直接経験に非常に近い効果をもつ。このような経験を繰り返し行うと、ゲームをやることにより、あたかも現

実にそれを繰り返し体験したごとく倫理観や自制心が麻痺してしまうのである。

青少年の犯罪14

警察庁の発表によると、少年人口の絶対数の減少にもかかわらず、刑事犯罪により警察が補導または検挙した少年は一貫して増加傾向にある。少年人口1,000人あたりの補導人員1993年以降上昇を続けて1997年には14歳から19歳までの少年1,000人あたり実に16.1人が刑法犯として補導または検挙されている。しかも、その内容をみると凶悪化の進展や覚醒剤汚染の拡大など極めて重大な事態に立ち至っている。

「おやじ狩り」などの強盗を含む少年による凶悪犯罪に至っては1997年にはなんと前年比50%増という数値を示した。補導又は検挙された少年の数は2,263人と過去20年間の最高を記録している。筆者はひそかにマルチメディア情報の進展による人間の感受性の変化と有害情報の氾濫があいまって原因の一つを作っているのではないかと憂慮しているものである。

しかるに性や暴力に関する有害情報から少年を保護する仕組みは、1998年4月成立の風営適正化法¹⁵により有料で提供されるポルノ画像を取り締まることができる¹⁶のみで、無料で入手できる情報やその他のメディアによる情報については全くの野放し状態である。

97年2月から3月にかけて神戸で連続女児殺傷事件を起こし5月には小学校6年生の男児を殺害して首を切り落とし、これを中学校正門前に陳列した14歳の少年がいる。少年が「酒鬼薔薇」という名前でマスコミに手紙を出したことがあるので俗に酒鬼薔薇事件と俗称される。兵庫県警察本部須磨署の捜査本部によるとこの少年はビデオのホラーものや残虐ものに強い興味をもっていたとのことである。さらに驚いたことに、この少年は直観像能力(対象物が消え去った後でも、恣意的にこれを鮮明に再生することができる能力。後述する)のもち主であったのである。百人一首等は1日で暗記してしまったそうである。本稿のマルチメディアが人間の精神に与える影響を考察する上で特に重要なので、直観像について論述して、しかる後に再度、この事件に戻ることとする。

3.2.1 直観像 (Eidetic Imagery)

対象物が物理的に消滅あるいは移動してしまった後でも、ビデオカメラで見るように鮮明に再生することができる精神現象である。いわゆる残像現象とは全く異なる。残像は感覚器官のレベルの現象であるが、直観像は、認識の過程では感覚器官よりもはるかに深部の心理的な現象と考えられる。直観像は数分間持続する現象であり、その間に眼球を動かしても意識される直観像の位置は変わらない。しかも視覚だけでなく、聴覚、嗅覚などの感覚も鮮明に持続(通常は数分間)、あるいは再現、反復することができるのだ。

¹⁴ 数値資料は、警察庁「ネットワーク上の少年に有害な環境に関する調査委員会報告書」 (委員長:磯辺力・東京都立大学法学部長 1998年10月)による。

[「]風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」1998年第142国会にて成立。「風営適正化によると、インターネットのプロバイダが自己のサーバー内に猥褻な画像を発見した場合には送信を防止するために必要な措置を取らなければならないことが定められている。

子供時代のモーツァルトは、音楽についての感受性と記憶力が極めて強く、その結果、1度聞いた音楽はかなり長いものでも即座に寸分違わずにピアノで演奏することができたという逸話が残されている。メロディーだけではなく、すべての音を正確に再現できたというから人間業とは思えない。おそらくモーツァルトは特に聴覚について素晴らしい直観像能力をもっていたものと思われる。

直観像能力をもっている人間は文明人の間では極めて稀になってしまったが、 古代人や発展途上国のまだ文明に汚染されていない人間、及び一部の幼児はこれ を保持していると考えられている。

これを最初に科学的に分析したのはウバンチッチュ(Urbantschitisch,V. 1907)であり児童に多く経験される現象であることが報告された。1909年に至りドイツの心理学者イエンシュ(Jaensch,E.R.)により詳細な研究が行われた。コンピュータ民族学を研究している国立民族学博物館の久保正敏助教授は直観像について概略次のように述べている¹⁷。

オーストラリアの原住民であるアボリジニの社会は元来無文字社会であった。文字がない代わりに彼らはイメージ的な空間認識能力に非常に優れたものをもっており、神話や儀礼にともなう踊り等の精神文化は実に確かな形で伝承されている。その方法は教える側がまずこれを演じてみせ、生徒側がそれをじっくりと観察してイメージ学習を行い、これを得心するまで練習を行うというものである。これにより生徒は完璧なイメージ記憶をもつ。

またアボリジニの狩猟活動においては、われわれには全く同じにしか見えない森、地形、地質、その他の風景のパターンから極めて些細な目印を見つけだしてこれを完全に記憶し、それを頼りにして行動するので決して帰り道を間違うことはないという。

直観像はアボリジニのような無文字社会では多く見られるが、一旦 文字文明に触れると非常に少なくなることが報告されている。文字に よる抽象的・論理的な思考が直観像の働きを弱めるのではないかと考 えられている。アボリジニの子供たちの中でも直観像現象を起こすこ とができる者の比率は西欧式の学校で文字教育を受け、白人社会への 順応が高いほど低くなるそうである。(要約筆者)

おそらく、人間は、その長い発達の歴史の中でコミュニケーション・ツールとしての言語と文字メディアを発達させてきたが、それらに対する依存度が高くなるのに反比例してマルチメディア情報への依存度が低くなったのではないだろうか。つまり五感の一つの感覚(文字と言語)のみが特に強調されると、長い間にはそれまでに支配的であった五感相互間のバランスに変化が生じ、その結果、人間は直観像という能力をほとんど失ってしまったものと考えられる。

そうだとすれば逆に、今後、マルチメディアが人間のコミュニケーションに大きな役割を果たすようになって言語や文字に対する依存度が相対的に低まると、 五感相互間のバランスに再び変化が生じることになるだろう。人間の感覚能力も 先祖帰りして直観像の能力をある程度までは回復するかもしれないのだ。

¹⁷ 久保正敏[1996]『マルチメディア時代の起点』日本放送出版協会 p10~41

3.2.2 酒鬼薔薇事件

再び事件に戻ることとしよう。神戸家庭裁判所が97年10月17日に発表した「処分決定要旨」第5の関連個所は以下の通りであった。

「第5 非行時における精神状況

……非行時並びに現在、離人症状¹⁸、解離¹⁹傾性が存在する。しかし、本件一連の非行は解離の機制に起因したものではなく、解離された人格によって実行されたものでもない。

(少年は) 直観像素質者であって、この顕著な特性は本件非行の成立に寄与した一因子を構成している。 また、低い自己価値感情と乏しい共感能力の合理化・知性化としての『他我の否定』すなわち虚無的独我論も本件非行の遂行を容易にする一因子を構成している。.....」

鑑定では、少年は非行時に顕在性の精神病状態にあったわけではなく、意識清明、かつ年齢相応の知的判断能力が存在していたと判定している。家裁の決定でも、少年は性格的偏りがあるにしても、成人の刑事事件にいう心神耗弱の状況にあったとまでは言えないとしている。鑑定書中で特異点としてあげているのは直観像素質者という点だけである。

極めて感受性の強い少年が、テレビやビデオで暴力についてのモウダリティの 強烈なマルチメディア情報の洗礼を繰り返して受けて、抑制機構がすっかり解除 されてしまったということが考えられるないだろうか。逆にいえばもし彼が常人 の感受性しかもっていなかったならば、十分抑制機構を保持しておられたかもし れないのだ。

暴力についてのマルチメディア情報が何の制限もなく溢れかえるような世界においては、抑制機構が解除されてしまっているにもかかわらず外見では分からない人間、あるいはもう少しで解除されてしまう危ない人間がうようよ出てくるということが容易に想定できる。これを本人の責任であるとして、放置することは本人にとっても周囲の一般の人間に取っても極めて危険なことである。社会的な問題として考えるべきであろう。

インターネットにおけるポルノ

1997年に12月に警察庁が行ったサンプル調査によると某サーチエンジンに登録されていた有料ポルノサイトは632もあったとのことである。被写体となった女性の年齢が小学生以下と見られるいわゆるチャイルド・ポルノが46 (7.3%)、中高生と見られるものが213 (33.7%)もあった。このサンプル調査から推計されるポルノサイトの数は約3,000と思われる²⁰。1997年中のアダルトショップの数は1,459、ストリップ劇場/覗き部屋の数は481で近年減少傾向にあるから、それ上回る大きな影響力をもっていると考えられる。

¹⁸ 離人症状 (Depersonalization) = 自我や外界の実在感が希薄化または消失する症状。

¹⁹ 解離 (Dissociation) =人格的意識の分裂

²⁰ 後藤啓二・警視正『コンピュータ・ネットワークにおけるポルノ問題(上)』「ジュリストNo.1144」1998.11.1

1997年成立の前述の風営適正化法により、営利目的でポルノを提供する者に対しては年少者への送信防止のための仕組みを作ることを義務づけるとともに、プロバイダに対してもそれを発見した時は送信を防止するための措置を取ることを義務づけた。

営利を目的としない無料のポルノ情報提供を取り締まる法律は刑法175条の「わいせつな文書、図画その他の物の頒布、販売、公然陳列など²¹」によって取り締まるしかない。しかし、インターネットの広がり、アクセスの自由さ、画像提供のシステム的バリエーションの多様さ等からいって取締りには多くの困難な問題がある。インターネットでは、実際、情報は記録媒体から離れて世界中を自由に流通する構造をもっているから関係者は非常に多くなる。

しかしインターネットが今後健全なメディアとしてますます発展していくためには、このような青少年に害悪を流す現実にきちんと対応できるシステムを内蔵してゆかなければならない。

その意味からいってサービス・プロバイダにもある程度の責任をもたせて協力を得ることは現実的であり、かつインターネット発展のためにも必要なものである。したがいプロバイダも利用者との契約にあたっては刑法に触れる情報が蓄積されている場合には、プロバイダに警告、削除、契約解除等の権限があることを明記した利用契約をもつことによりみずから積極的にインターネットの健全な発展に貢献してはどうか。

しかしインターネット業界においては、規制賛成派はマイナー勢力、または声が小さい。大多数は、このような公権力の介入に対して極めて強い拒否反応を示しているようだ。いわく「国家という組織を維持するためのわいせつ規制」、いわく「言論統制はわいせつ取締まりから始まる」、いわく「今こそ戦うプロバイダーを!²²」……と、ほとんどヒステリックでさえある。

たしかにインターネットは情報化社会の発展に絶対に必要なものであるから大切に育てたい。このような広がりをもつメディアが今後新たに出現するとは考えられない。また誰でもが発信者になれるという双方向性はインターネットが人間のコミュニケーションのありように大きな影響を与えることを示している。

しかし、そのような広がりをもつがゆえに有害な情報が青少年の心と身体に撒き散らす害毒には、はかりしれないものがある。現実世界では許されない行為がインターネットの上でなら許されるということはない。インターネットに浄化装置がついているわけではないのだ。場合によっては現実世界よりも厳しい自主的及び法的規制を行うべきなのである。筆者は、そのような努力こそがインターネットを今後とも発展させることにつながると考えるものである。

²¹ 従来、データは物ではないと考えられてきたので、インターネット上のわいせつ番組の法律上の扱いが問題となっていたが、岡山地裁平成9年12月15日判決により「…サーバーコンピュータのディスクアレイ内に記憶・臓置された物は情報としての画像データであり、有体物ではないが、インターネットにより、これをパソコンの画面で画像としてみることができる。そして、ここにおいて陳列されたわいせつ図画は、サーバーコンピュータではなく、情報としての画像データと解するべきである」と述べている。京都地裁平成9年9月24日判決も同様な趣旨を述べている。

²² いずれも、寺沢有・編著[1998]『警察がインターネットを制圧する日』主婦の友社

3.3 マルチメディアによる抑制機構の生成

マルチメディア情報による抑制機構解除の危険性について述べたが、逆にマルチメディア情報が抑制機構を生成することもある。

現実の場面にあっては、視覚、聴覚、嗅覚などによる複合的刺激がトリガーになって、潜在意識がこれまでの社会生活における経験や知恵のデータベースを参照し、個体に不利になるような反応の発動を意識の水面下で抑制する。このような対人関係調整機能も一種の自己保存機能であり、人類の進化の過程中に、または個人の発育過程中にインプリントされると考えられる。したがって別に努力をしなくても誰でも無意識のうちに自制心を働かせているのである。

これがテキストだけの電子メールによる発言や電子会議室における発言の場合となると、見えるのはパソコンの画面のみであるから、このような抑制機構は自動的には生成されない。おまけに追加、削除、修正、編集も自由自在であるから表現豊かにかつ説得力をもった内容の文章を書く事ができる。ところが抑制機構が欠落しているから、書き手の本意ではないにもかかわらず相手を怒らせたり傷つけたりしてしまうことを率直にかつ雄弁に書いてしまう事が多い。

読み手の方についても同様な事がいえる。現実の世界の出来事であればかりに 目下の者に失礼な事をいわれても抑制機能が働いているから寛大に、あるいは教 育的配慮をもって事を荒立てずにやりすごすことができる。ところが電子メール の場合には、書き手と同様に抑制機構不在の状態でメッセージを読むことになる。 したがって、少し刺激的な内容や表現があると、たちまちカーッとなって怒り心 頭に発することになる。相手と面と向かっていえないような内容や表現の発言は、 互いに絶対にするべきではないのだ。

マルチメディア情報を駆使したテレビ電話やビデオ会議システムならば、社会的に必要な抑制機構を参加者の内面に自動的に生成する事ができるのではないだろうか。どの程度までのリアリティがないとこのような抑制機構を効率的に生成できないのかは、今後の実証的研究に待つほかない。

4. 表現の自由の再検討

ここまでの部分では、マルチメディア情報が今まで我々が予想もしていなかった精神の深部にまで到達して人間が行動に責任をもてない状況がありうることを 指摘した。そこで、我々はそれを防ぐためには表現の自由にも相当程度の制限が 課せられてしかるべきではないかというテーマに直面せざるをえない。

そこで、基本的な人権の一つとして考えられている表現の自由がどの程度の切実制をもっているのか、そしてそれはこれまでに指摘してきた問題の発生に予防のニーズと比べてどちらが重要であるかを考察したい。

4.1 表現の自由の現状

1948年に第3回国際連合総会で採択された世界人権宣言の第19条は、表現の自由について次のように述べている。

「人はすべて意見及び発表の自由について権利を有する。この権利 は、自己の意見について干渉をうけない自由及びあらゆる手段により かつ国境を越えて情報及び思想を探求したり伝達したりする自由を含む。」

米国においては合衆国憲法修正1条に「連邦議会は(中略)言論または出版の自由(中略)を制限する法律を制定してはならない」と規定している。 日本国憲法も第21条は「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」と規定している。

このように表現の自由を行使する権利は基本的人権の中でも優先的な地位を与えられているのは、世界の歴史が示すように社会の平和と安全のために更には民主主義的政治体制の維持のために極めて重要な権利だからである。これが損なわれた時には一切の自由と権利がたちまちにして危機に瀕するのである。

しかしながら、あらゆる権利が相対的で、かつ競合することがあるように、表現の自由も絶対的なものとはいえない²³。少なくとも絶対的な優先性が認められるべき分野と、他の価値や利益、たとえば公序良俗や教育等のためにはある程度の制限を設けても差し支えない、あるいはその方が社会的利益の総和が大きくなるという分野の両方があってしかるべきである。

表現の自由が絶対的にみとめられるべき分野とは、政治体制、安全保障、及び学術研究の分野である。国家権力は自由を束縛しがちであり、その場合に最初に束縛するのは表現の自由である。特に社会主義国においては言論機関の私有を認めず、その結果、国家による国民に対するマインドコントロール行為がやり放題の状態となっている。歴史的には、宗教的権威が清神や異端を排除するためと称して宗教裁判などを行って表現の自由を制限し、異論を唱えるもの達を弾圧したことが知られている。

それ以外の社会的、経済的、及び広い意味での文化的(教育、芸術、を含む)価値の分野においては、表現の自由の行使は、それと同価値又は上位の価値とのバランスの上で行われなければならない。その判断基準としては法理にいう「Clear and present danger = 明白かつ現在の危機 24 」をもたらす恐れのあるもの(米国の場合)、他人のプライバシーを損なったり名誉毀損となるもの、わいせつ等公序良俗に反するものが挙げられており、既に法律的な根拠 25 もあって制限が行われている。

4.2 米国の通信品位法

米国で1996年2月に成立した、7編からなる通信法(Telecommunication Act of 1996, Public Law No.104-104)の第5編(Title V. Obscenity & Violence = わいせつと暴

²³ 米国憲法修正第1条の解釈については、これを絶対的なものとするという絶対主義的見解も強かった。イシエル・デ・ソラ・プール[1983]『自由のためのテクノロジー』東京大学出版会「第4章 憲法修正代1条と印刷メディア」参照

²⁴ 米国ではタバコの害は「明白かつ現在の危機」をもたらすものとして、テレビ広告が禁止されている。

²⁵ 表現の自由が法律により制約されている例としては、猥褻な表現に対する制限(刑法175条: 猥褻罪)、他人の名誉を毀損する表現に対する制限(刑法230条、230条の2、民法723条:名誉毀損)、他人のプライバシーを侵害する表現に対する制限(民法709条)、犯罪を扇動する表現に対する制限(破壊活動防止法38条、39条、40条)、道路上でのビラ配りなどに対する制限(道路交通法77条1項)、他人の家屋へのビラ貼りに対する制限(軽犯罪法1条33号など)、選挙に関係する表現行為に対する規制(公職選挙法による戸別訪問の禁止など)などがある。

力)内の12の条項が問題の通信品位法である。第5編は、A「わいせつ、迷惑、または不正な伝記通信設備の利用」、B「暴力情報について」、及び「Cこの法律にかかわる違憲審査について」の3部に分かれている。

4.2.1 通信品位法訴訟

この通信品位法をもっとも熱心に支持したのは、キリスト教関係者の宗派を越えた横断的な団体であるキリスト教徒同盟 (Christian Coalition)である。インターネット上のポルノ、テレビや映画の暴力シーンが青少年の精神を虫食み、病んだ米国の元凶となっていることを深刻に受け止めている。それを解決するためには、そのようなコンテンツの配信に力を貸しているプロバイダも責任をもつべきであるというものである。

ところがインターネットの世界では、この法律は表現の自由を侵害するものとして激しい批判が高まった。「表現の自由の死に対して喪に服する」として2,000以上のウェブ・サイトがホームページ画面を黒く塗りつぶして抗議の意を表明したほどである。

通信品位法はインターネットだけを対象としたものではないが、議論がいかなる制限も拒否するインターネットの風土の中で行われたこと、及び法律の真の意図は表現の自由に関する留保であったのにもかかわらず、自由そのものについての制限という誤認のもとに議論が行われたことから、反対運動がエスカレートしたものと考えられる。

その結果、ACLU (American Civil Liberties Union = 米国自由人権協会)をはじめとする15団体²⁶と3個人がフィラデルフィア連邦地裁に問題条項の執行差し止めを求める訴訟²⁷をおこした。2月15日には問題個所の効力を一時的に差し止める仮処分 (Temporary Restraining Order)命令が出された。さらにその4ヶ月後の6月11日特別法廷²⁸が開かれ違憲判決が出たものである。

これを不満とした連邦政府・司法省は7月1日連邦最高裁に控訴したが、結局最高裁も、1997年6月26日当該条項を違憲との判決を下したため、問題条項の発効が停止されたままで現在に至っている。ただし通信品位法全体が死んでしまったわけではなく問題個所以外の部分は生きている²⁹し、わいせつな情報の規制はこの判決によっても違憲とはされていない。なお米国では合法とされているわいせつの範囲は日本よりはるかに緩やかであるから、米国におけるわいせつについての議論は日本では通用しない。

4.2.2 通信品位法の違憲部分

ALCUを筆頭原告とし、ジャネット・レノ司法長官を被告とした最初の裁判に

²⁶ 最終的には57団体が参加した。

²⁷ ペンシルベニア(フィラデルフィア)州、カリフォルニア州の双方で訴訟が起され両者は 併合審理となった。少し遅れてニューヨークでも訴訟がおこされ、いずれも原告が勝訴した。

²⁸ ACLU及びALAの提訴を合わせて審理。連邦高裁判事1名を加えて審理した。

²⁹ ケネス M.ゼラン氏が、AOLの掲示板の悪質な書き込みにより名前を無断で使われ重大な被害を蒙った事件で削除を不当に遅らせたAOLを提訴した。通信品位法第230条のいわゆるグッドサマリタン条項により訴訟が行われている。

おいては「通信品位法セクション502(a)(1)(B)及び502(d)の表現が曖昧かつ大袈裟で必要の限度を越えた規定である」ことが原告の論点であった。

第223条は次の行為に対して25万ドル以下の罰金または2年以下の禁固刑を課すとしている。

「電気通信装置によりわいせつ又は下品な情報 (indecentinaterial)を、いやがらせ、強迫等の目的で作成し発信した者、または受信者が18歳未満であることを知りながら作成発信した者502(a)(1)(A)(B)」

「インターネットなどの双方向コンピュータ通信サービスにより、現代社会の基準に照らして明らかに不快な(patently offensive)、性行為を描写する情報を、18歳未満の者に送信、または18歳未満の者に入手が可能な方法で陳列した者502(d)(1)」

最大の論点は上記の下線部分が不明確で漠然としているという点であった。原告は、法律の文言が曖昧であるので電気通信事業者が過剰反応して接続を切断してしまうおそれがあるので「議論をする能力」つまり言論の自由さえもが失われてしまうと主張したものである。

バックウォルター判事(Buckwalter, Ronald L.) は、法律の趣旨である青少年の有害情報からの保護の重要性は認めるにしても、条項に「下品 indecency」という言葉が定義されていないこと、最高裁の判例にもないことを理由にセクション502(a)(1)(B)については下品を理由としたいかなる強制も行ってはならないと命令した。セクション502(d)については明白に違憲であるというほどの曖昧さはないとして退けた。他にも法律技術上の論点はいくつかあったのであるが中心となった論点は以上である。

つまり表現が曖昧なので 関係者は合法たらんとして文言を最大限に解釈して 対応しようとする傾向が生じ したがって実質的に全てがタブーとなってしまう おそれがあるので 現実的効果としては過大な規制であり したがって違憲であ る、というものである。

立法当事者は取締まりの範囲を従来よりある程度厳しくしたいとの意向をもっていたわけであるが、全てを実質的にタブーとするがごとき過大な取締りをするつもりはなかった。したがい定義を明らかにして限定的に規定すべきであったのである。しかし今や問題は法律技術上の問題ではなくなってしまった。覆水盆に帰らずのたとえの通りで、当分の間、同様な趣旨による立法措置は困難になったと考えざるをえない。

4.3 民間による自主規制

これを踏まえて同年7月16日、クリントン大統領は「これからは法的規制ではなく民間の自主規制に任せる」と述べ、テレビのVチップ³⁰に相当するようなインターネットのIチップの導入を示唆し、あわせて業界に何らかの自主的な対応措置をとるように求めた。これに応えて業界は協議を重ね、97年12月1日、インターネット大手業者やAOL及びマイクロソフト等が連名で次の通りに発表した。

³⁰ Vチップ = 暴力やわいせつ等の有害情報を格付情報に基づいてマスクしてしまう仕組みを 内蔵した、テレビ受信機用の半導体チップ。

「我々は、暴力、ポルノ、及び小児性愛等の子供たちに有害な情報をブロックするソフトウェアを普及させることを内容とする自主規制措置を行うことに合意した。今後は学校などで積極的にこれを使用することを薦めると同時に、有害情報をより完全に排除できるソフトウェアの開発も行う。さらにネットワーク上で有害情報を提供している者を捜査しているFBIとも協力をする。」

この自主規制措置に対しリベラル派の団体は同日「政治の圧力で表現の自由を売り渡した」として批判した。たとえ自主的な行動であっても表現の損なう行為は承服できなというわけだ。逆にキリスト教連合などの保守派団体は「自主規制などという生ぬるいことでは足りない」と、罰則を含む法規制を強く求めている。

米国におけるVチップ実施の詳細については1997年7月には放送業界の自主ルールができて、1998年3月にはFCCがこれを承認した。次の段階は家電メーカによるVチップ搭載の受信機の発売と、放送事業者による自主的な信号発信の開始であるが、現実の対応は遅々として進んでいない。

4.4 日本の民放連の反応

(社)日本民間放送連盟は、米国における番組格付け・Vチップ制度の導入の背景、運用の現状と問題点などを探るべく1998年5月に「放送番組の規制動向に関する米国調査団」を派遣し、同年6月に概ね以下の通りの報告書を提出した。すなわち、各放送事業者がそれぞれ独自の判断によりこれを行っているので基準が一定していない、格付の際に番組のテーマ上必然性のある暴力もすべて暴力として扱われ機械的に判断される、視聴者はVチップについてほとんど無関心である、Vチップが免罪符となり放送局は親に責任を転嫁できるためかえって暴力や性描写番組が増える可能性がある、6歳以上になると別のメディアとの接触があるので有効性が減ずる、親の子育ての権利を放棄するようなもの、排除される番組の範囲が拡大するので良質な番組も消されるおそれがある、などの点を列挙している。

同調査団長・岡田晋吉中京テレビ放送副社長は報告書の「調査を終えて」の個所で

「今すぐ日本で、このアメリカ式『格付け・Vチップ』を導入するというのは、余り意味のないことのように思える。『テレビが少年犯罪を助長している』という意見が出されたのが今回の"Vチップ"導入の発端であるが、あの"Vチップ"推進論者の『全米PTA』のリボウイッツ氏でさえ、『テレビ番組と犯罪増加の間には、直接的な繋がりはない。ただ、暴力的な番組を子どもが見ることで、子どもの行動に影響を及ぼし、どのような行動をとるかによって犯罪につながる』という見方をしている」と述べ、「我々テレビ番組を制作する者が、それだけの"誇りと自負"を持って番組制作に携われば、現在のように『テレビは有害情報である』などという非難を受けずにすむであろう。」

と結んで、民放連としてはVチップ対応を行わないことを暗に示唆した。 この調査団報告とそれを受けての民放連の結論は以下の点で問題が多いと筆者

は考える。

- 1) 本稿で主張するような、マルチメディア化によりコミュニケーション のありようが変化すると、人間の感受性により強烈な影響が生じることの危険性が全く視野にはいっていない。
- 2) メリットの必要性と評価が行われていない。
- 3) 番組のテーマ上必然のある暴力も機械的に排除されること、良質な番組も排除される危険性があることを批判しているが、格付けとVチップ導入の目的は、それを判断できない子どもに見せないようにすることである。
- 4) テレビの影響を大多数の人間に有害か無害かで論じている。犯罪との 関連は極めて小さい割合の人間に対してもどのような影響を及ぼすか を考えなければならない。

4.5 日本のインターネットの内容格付け運動

日本でも電子ネットワーク協議会(会長:関本忠弘)が、インターネットの「フィルタリング機能の普及」を推進している。(以下は当該ホームページ³¹を 筆者が要約したもの)

同協議会は1997年9月16日からインターネットの各ホームページを格付けしてラベルを付加したデータベースシステム(PICS準拠ラベルビューロ)の運用サービスと、利用者のパソコンに組み込むソフト(Windows95 対応クライアントソフト)のオンライン無償配布を開始した。そのために、W3C32によって決められたPICSと呼ばれる標準仕様に基づいて動作するサーバソフトと、URL毎に、格付け基準33に基づいて格付けして、ラベルを付加したデータベースから構成されたPICS34準拠のラベルビューロの運用を行っている。

ラベル付加の際の格付け基準は、別表に示すように、青少年向けを想定して国際対応の観点からRSACi³⁵の項目と格付け値をベースとしており、各項目の数字は格付け値を表している。この格付け基準及び詳細な格付け作業マニュアルをクライアントソフトに添付して配布している。しかし、関係者の努力にもかかわら

ヌード 0なし、1露出的な服装、2部分的なヌード、3全裸、4性器の強調

暴力 0なし、1争い、2殺傷、3殺人、4残虐

³¹ http://www.nmda.or.jp/enc/rating/bureau-press.html

³² W3C = WWWコンソーシアム。WWWを発展させるための共通プロトコルと標準ソフトを開発するために存在している。世界規模で170以上の企業が3加しており、これまで、MITとフランスのINRIA(国立情報自動化研究所)及びSFC(慶応大学湘南藤沢キャンパス)がホストを勤めている

^{33 「}格付け基準」SafetyOnlineという名称の、RSACiをベースとして拡張していくための基準。 「その他」は拡張用。

セックス 0 なし、1 セクシャルなキス、2 着衣のままの性的接触、3 性行為らしき描写、 4 性行為

言葉 0 不快感を与えない言葉、1 穏やかな悪口、 2 悪口、 3 わいせつ表現、 4 誹謗中傷

その他 0なし、1要注意、2公序良俗に反する、3違法、4反社会的

³⁴ PICS = Platform for Internet Content Selection。W3Cが標準仕様を設定した。インターネットにおける情報発信を制限することなく、利用者が設定するレベルに合わせて、選択的に情報を受信(フィルタリング)できるようにする。

³⁵ RSACiは、RSAC(Recreational Software Advisory Council、娯楽ソフト諮問協議会…客観的なコンテンツ問い合わせシステムによる支援を行う、非営利団体)によるインターネット上の格付け基準。

ずその普及は遅々として進まない。

5. 結語……「表現の自由」の権利と「青少年犯罪の抑止」の 調和

「言論の自由」は、個人が抑圧を受けることなく自由に自己の思想・信条を発表できる基本的な権利であり、「表現の自由」は「言論の自由」を効果的に実現するにあたり必要不可欠な自由概念である。しかしすべての自由と権利がそうであるように、「言論の自由」も必ずしも絶対的なものではない。いわんやその実現手段である「表現の自由」は、これと衝突または競合することがある価値、たとえば公序良俗や公共の利益などとは幅広く調和を図ることが重要である。

マルチメディア情報によるコミュニケーションが普及してくると、情報は人間の感受性に大きな影響を及ぼす。認知科学でいう抑制機構が十分に強固に構築されていない青少年にあっては、強烈な刺激や反復刺激により機構が解除されてしまい犯罪に走るケースが多くなっている。近年、明らかにマルチメディア情報に毒されたと考えられる青少年の犯罪が激増している現状から見て少なくとも青少年を保護する意味での業界の自主規制や法律による規制が緊急に必要である。

しかし将来は、問題は青少年問題にとどまらなくなるだろう。最近の神経生理学と認知科学が明らかにしたように、人間の意思の力は極めて限定的であるので責任能力は従来考えられてきたほどあるかどうかは疑わしい。今後テレビやビデオ以上にアピール力の強いマルチメディア情報機器が普及してきた時に、どのようなことが起こるかについては、表現の自由との調和を図りつつ何らかの規制や制限を導入することを今のうちから検討しておくことが必要である。

国際大学グローバル・コミュニケーション・センター公文俊平所長は次のように述べている³⁶。

「具身界³⁷と事物界との関係をどう設定するかは、人間の自由であると同時に 責任であり、その"良識ある"選択にゆだねられているはずのものだからである。 そのような"良識"のなかには、具身界での生活にさまざまなルールや罰則をも うけること、とりわけ、具身界への参入に当たっての詳細な視覚規定や免許制度 などをもうけることが、当然ふくまれてしかるべきだろう。」

> 青柳 武彦(あおやぎたけひこ) 国際大学グローバル・コミュニケーション・センター 副所長・教授

³⁶ 公文俊平[1994]『情報文明論』NTT出版 p420-421

³⁷ 具身界とは公文教授の造語。人間の感覚器官にとってのみ、あたかも通常事物と同じように知覚されるものの世界。バーチャル・リアリティもその一種と考えられる。上掲『情報文明論』p422